平成２７年（フ）第２４９８号
大阪市生野区新今里２丁目７番２号　シャルムコトブキ203号
債務者　伊井　　薫
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６２号
東京都多摩市貝取３丁目２番地６―307
債務者　奥寺　康紀
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６１号
栃木県宇都宮市岩曽町1169番地１　あさひレジデンス五番館315
債務者　茂田　浩一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６８号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目22番４号　クランブレ西川田202
債務者　平賀　隆二
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７１号
栃木県日光市瀬尾130番地21
債務者　髙瀬真由美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０６７号
神奈川県大和市つきみ野２丁目１番地６　パールコートつきみ野201号
債務者　小長谷憲司
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６８号
神奈川県大和市つきみ野２丁目１番地６　パールコートつきみ野201号
債務者　小長谷和子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１９号
横浜市旭区西川島町18番地12　メゾンファミールⅡ　101
債務者　廣田木綿子（旧姓常住）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００号
愛知県豊田市柿本町５丁目61番地　リニューアル37　203号、前住所愛媛県西条市明屋敷521番地１
債務者　渡邊加代子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
静岡県浜松市浜北区小林224番地　市営下小林団地　Ｃ―205
債務者　池島　浩子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６５１５号
東京都江東区亀戸７丁目５－６―201
債務者　金井　　弘
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２９号
横浜市旭区二俣川１丁目15番地20　フラッツ一Ⅰ　103
債務者　藤野　貴行
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６７２号
東京都江戸川区小松川２丁目９－２―716
債務者　楢原　京子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０号
静岡市葵区羽鳥７丁目12番25号
債務者　村松　義之
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４１号
静岡市葵区平和３丁目12番９号　メゾンこがねＣ101号
債務者　黒川　貴世
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部